第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２７年（フ）第２３８号
岐阜県羽島郡岐南町三宅１丁目29番地の２（フレスコＢ　103号室）
破産者　河合　孝弘
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３３１号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町３丁目530番地２（キャッスルハイツ904号）、前住所長野市大字西長野100番地
破産者　横山佳寿子
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１４４号
山口県下関市唐戸町１番22―702号　アーベイン唐戸
破産者　福田　一夫
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１１５号
山口県下関市彦島福浦町２丁目５番13号
破産者　有吉　政勝
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１０３号
愛媛県松山市森松町519番地２
破産者　八束　千明
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７６号
高知市南久万18番地７
破産者　福永名月子
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７８号
高知県香美市土佐山田町西本町１丁目２番13号
破産者　有澤　春代
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０７号
高知市栄田町１丁目５番12―501号　コミュニティ住宅１号棟
破産者　川上　六郎
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２３７号
高知県南国市片山1219番地２
破産者　安部　健一
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２５７号
高知県香南市野市町みどり野４丁目17番地
破産者　大田　　洋
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６５号
北九州市小倉南区湯川新町１丁目10番３―508号、開始決定時の住所福岡県築上郡上毛町大字下唐原2148番地27
破産者　田中　憲一
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
沖縄県宮古島市城辺字下里添1157番地（破産手続開始決定時の住所　沖縄県宮古島市平良西里881番地７）
破産者　友利　幸三
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

平成２７年（フ）第２５号
大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑6342番地の２
破産者　穴井　俊祐
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第３７８号
東京都町田市木曽西４丁目18番７号、開始決定時の住所相模原市中央区淵野辺４丁目30番12号
破産者　佐藤　雄一
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４０５号
神奈川県座間市相模が丘１丁目22番22―408号　シャトレーシブヤ
破産者　中村　　誠
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４７３号
相模原市南区上鶴間６丁目７番19号　ファミールくぬぎ台401
破産者　鴫原　美穂
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４５１号
仙台市青葉区二日町14番22号　コーポユタカ101
破産者　高橋　俊幸
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係